

⇩ 第三者間取引にも低額譲渡の認定

Q : 低額譲渡の認定といえば、同族間取引だけと思っていたのですが、第三者間取引でも認定された事例があると聞きました。どんな内容だったのですか？

A : 次のような内容の判決がありました。

【解説】

この事件は、原告が土地区画整理事業地内の土地を低額で買受けたことに対して、課税庁が売却価額と時価との差額相当額は、贈与に当たるとして認定課税(贈与税の決定、無申告加算税の賦課決定)を行ったことを不服として争われた裁判です。

原告は、低額譲渡の法意は贈与税の課税回避の防止にあり、相続予定者等親族を対象とするものであるから低額譲渡の認定課税は不当であると主張しましたが、判決は、売主が公開された市場と同視できるような状況で買主を誘致した証拠もなく、売買契約においても公開された市場において財産を取得した場合に該当しないとして納税者の主張を退けました。

また、低額譲渡については、著しく低い対価によって財産の取得が行われ、担税力が増加したと認められる状況であればよく、売主と買主が親族関係であるかどうかを問わず、また贈与の意思や租税回避目的であろうがなかろうが関係ないという判断を下しました。

これまで、第三者間取引には認定課税はないといわれてきただけに、問題を提起する判決となりました。

